「働き方改革」を阻害する不当な行為を しないよう気を付けましょう!!



以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

01 買いたたき

(下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

短納期発注による買いたたき 事例①

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが 大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。

> 悪いけど、 発注した製品について、 代金は変えずに納期を 早めてもらいたい。



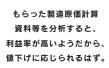
短納期対応のために 休日出勤等、追加で 費用が発生してしまうよ。

受注者

業務効率化の果実の摘み取り 事例②

発注者

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、 「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。



発注者



自分たちの 努力で 業務を効率化 したのに…

受注者

02 減額

(下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

付加価値の不払 事例③

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して 短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、 通常の代金しか支払わなかった。



事例④

直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、 毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって 「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。



04 受領拒否

(下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例⑤

短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、 その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。



05 不当な経済上の利益提供要請

(下請法第4条第2項第3号·独占禁止法第2条第9項第5号口)

事例⑥

働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。

